

『宋西事案』小考

藤 本 匡

はじめに

16世紀明朝の嘉靖年間（1522～1566）、木版印刷は空前の拡大を見た。種々の情報は大量の印刷物として地域社会に流通し、広く読者を獲得し受容されていった。同時にこの時代は辺境に於ける明軍の実力低下や満洲族の勃興が見られ、一部の炯眼な士人は書籍を通じ警鐘を鳴らしつつあった。特に万曆四十七年（1619）のサルフの戦いから天啓二年（1622）の広寧失陥に至る一連の流れは明朝の士人層に大きな衝撃を与え、様々な“夷狄論”が噴出する事となる。本発表で取り上げる『宋西事案』^③が出版されたのはこのような時代であった。

『宋西事案』は北宋（960～1127）と西夏（1038～1227）間の史事を扱った書籍である。本書の特色としては、伝存する西夏を専題とした書籍の中でも最も古い部類にあたるという点が挙げられる。但し、近年の西夏研究は比較的容易に西夏文史料を利用する環境が整備された事、比較的纏まった漢文西夏関連史料集が出版された事、そして『宋西事案』自体が『宋史紀事本末』^④『歷代名臣奏議』等の記事を多く転載した編纂物である事から西夏研究の為の史料として積極的に利用される事は殆どなかった。しかしながら『宋西事案』は清朝期に刊刻された『西夏書』^⑤『西夏書事』『西夏紀事本末』といった所謂、当時の“西夏観”の濫觴となったものであり、西夏史学史的に見ても重要な意義を有するものだと言えよう。又、清代に発禁処分を受け、長らくその全容が不明であったが、1968年に抄本が、次いで1983年に刊本が再発見されたと言う点でも特異な歴史を有している。

本稿は『宋西事案』の著者を目録・書簡・日記と言った史料から明確にし、その編纂意図を明らかにするものである。

1. 『宋西事案』概要

1968年、台湾の国立中央図書館（現台湾国家図書館）では所蔵されていた善本12300部の整

理・調査を大々的に行った。その成果は「國立中央圖書館善本書志」と題され『國立中央圖書館館刊』に於いて発表された。その際に清代に禁毀書とされた『宋西事案』の抄本が発見され、初めてその内容が公表された。『宋西事案』の項目を担当した喬衍琯氏によると『宋西事案』は北宋仁宗の明道元年（1032）から慶曆八年（1048）までの史事45篇に分けて述べた、紀事本末体形式の部分と21篇の宋人による上奏文の部分より形成されている上下二卷本であり、それぞれの冒頭部には事目が立てられている^⑥。又、各史事・各上奏文の記事中には線が引かれて著者の按語が附されており、最後にはその記事全体に於ける著者の按語が重ねて附されている。更に版本上の特徴を項目立てて下に記す。

- ①一部四冊の抄本 ②版式は九行×十八字 ③単魚尾（上部） ④版心の下部に葉数を表す漢数字 ⑤句点・圈点有り ⑥首尾・序跋無し ⑦著者は“海濱詢士” ⑧人名簡所には傍線 ⑨清朝皇帝の避諱は用いず ⑩旧蔵印記無し

これらの特徴の中で喬氏は特に⑤・⑧の特徴に注目し、底本が曾て日本人乃至日本人関係者の手に有り、抄写する際に各句点・圈点、そして人名簡所の傍線等が書き加えられた可能性があると指摘した。

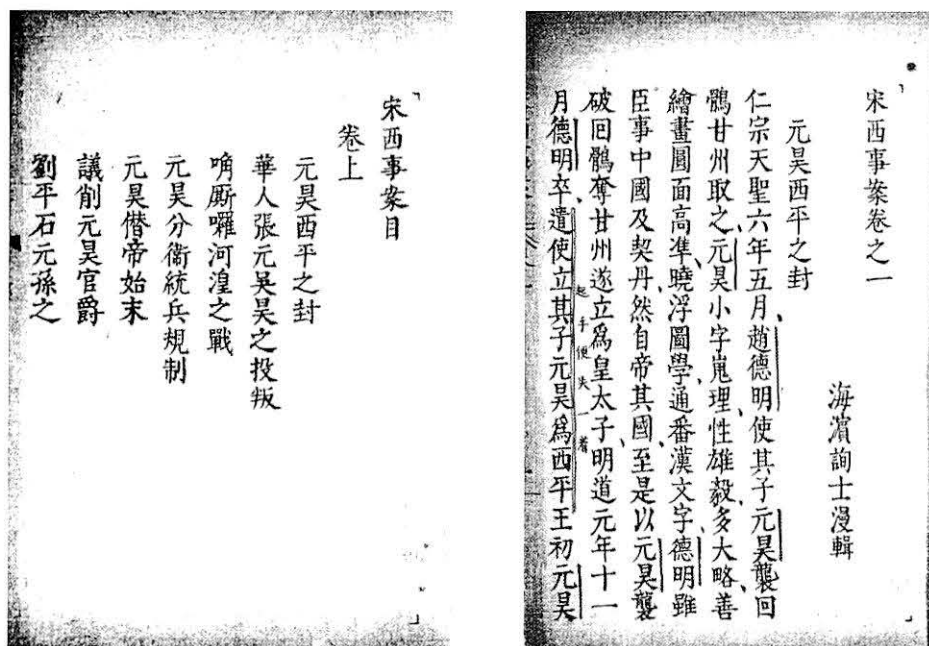


図1 (台湾国家図書館蔵『宋西事案』抄本)^⑦

『宋西事案』抄本が発見されて15年後の1983年に李範文・白濱氏により、南京図書館にて『宋西事案』の刊本が発見された^⑧。この『宋西事案』刊本が抄本と大きく異なる点が、「緝宋西事案引」と題する自序が附されていた事である。自序の最後には

天子龍飛辛酉之春、海濱詢士漫識。

『宋西事案』・『緝宋西事案引』

とあり、抄本には無かった成書年代に関する記載が見受けられる。では、刊本に於ける版本学上の特徴も下に記してみる。

- ①一部四冊の刊本 ②版式は九行×十八字 ③単魚尾（上部） ④版心の下部に葉数を表す漢数字 ⑤句点・圈点有り ⑥首尾・跋無し ⑦著者は“海濱詢士” ⑧人名簡所には傍線 ⑨清朝皇帝の避諱は用いず ⑩旧蔵印記無し

抄本と比較しても自序の有無以外に殆ど相違点は見受けられない。又、作者の按語も抄本同様に存在する。特に喬氏が指摘した⑤・⑧の点は刊本上にもある事から、抄写する際に書き加えられた物では無く、これは著者の方針であった可能性が高い。では抄本・刊本共に著者とされる“海濱詢士”とは如何なる人物であったのかを章を改めて検証してみる。

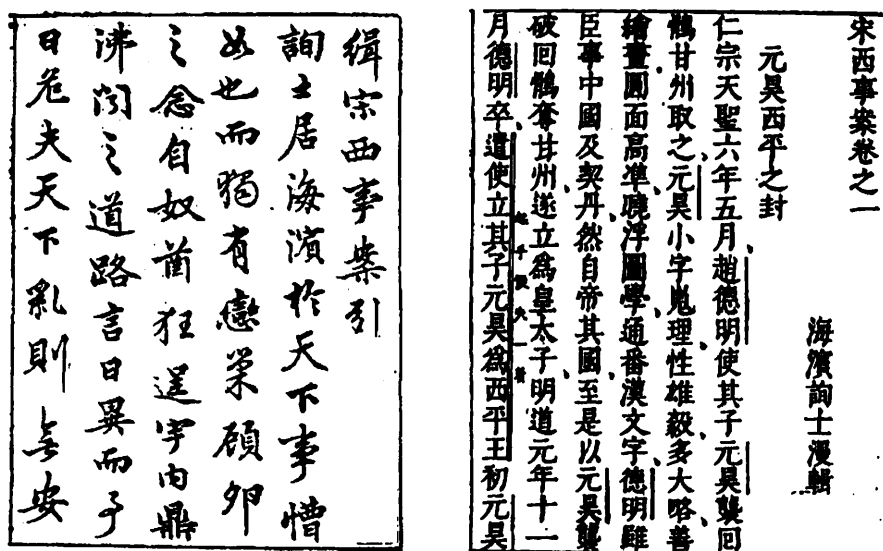


図2 (南京図書館蔵『宋西事案』刊本)^⑨

2. 著者並びに成書年についての問題

『宋西事案』の序文「輯宋西事案引」は、次のような書き出しから始まる。

詢士居海濱、於天下事憤如也、而獨有懋樂願卵之念。 『宋西事案』・「輯宋西事案引」

海濱の詢士が世の騷擾を憂い、筆を起こしたことが推察される。次いで、序文の最後の部分には

今天子龍飛辛酉之春、海濱詢士漫識。 『宋西事案』・「輯宋西事案引」

天子龍飛辛酉之春に海濱の詢士が成書した事が重ねて記載されている。ここで問題となるのは著者並びに成書年の2点であろう。この点を留意しつつ、各史料に記されている『宋西事案』を概観してみたい。

『宋西事案』が史料中に散見され始めるのは清代に入ってからである。黄虞稷^⑩の蔵書目録である『千頃堂書目』に登場するのが最も古いものであろう。但し、

張鼎宋西事案一卷。 『千頃堂書目』卷五・別史類

とあり、原本に記載されている著者、海濱詢士ではなく、張鼎が『宋西事案』の著者であると述べられている。一方、黄虞稷と同時代の人物であった徐乾学^⑪の蔵書目録『傳是樓書目』では

宋西事案二卷、明祁爾光、二本。 『傳是樓書目』（六卷本）卷二・史部・雜史類

と、明の祁爾光、即ち祁承燦（1562～1628）が著者であると指摘している。次に少々時代の下った史料を提示する。乾隆四十七年（1782）に完成した『四庫全書』であるが、その成立過程に於いて全国に役人を派遣し書籍を収集させた事は良く知られている。その収集させた書籍は“採進本”と呼ばれているが、この書目を纏めた『四庫採進書目』に『宋西事案』が登場する。

宋西事案二卷刊本、不著撰人。考黄氏書目作張鼎、傳是樓書目作祁承燦、姑兩存之。

『四庫採進書目』・附錄「浙江採集遺書總錄簡目」・丁集「雜史類」

ここでは黄虞稷・徐乾学の両説を紹介しつつも、いずれかに断定出来ず“不著撰人”として
いる。但し、同書には鮑士恭^⑫が進呈した蔵書の書目も併せて附されており、そこには

宋西事案二卷、祁爾光著。禁毀書。二本。

『四庫採進書目』・浙江省第四次鮑士恭呈奏書目

と、著者を祁承燦と挙げると同時に禁書の指定を受けている事が判明する。更に姚覲元^⑬の
『清代禁燬書目』にも祁承燦が作者であると言う記載が見受けられる。

宋西事案 明祁爾光撰。

『清代禁燬書目』・「軍機處奏准全燬書目」

宋西事案一部二本。查宋西事案、係明祁爾光撰、序文中狂悖之語甚多、応請銷燬。

『清代禁燬書目』・「補遺一・第四次」

特に「補遺一・第四次」の方では“序文中狂悖之語甚多”と『四庫採進書目』に無かった禁書
理由を明記している。

そして、この『宋西事案』の著者問題について決定的な判断を下したのが清末の傅增湘^⑭であ
る。彼も又、蔵書家と知られ、その蔵書目録である『藏園群書經眼録』には『宋西事案』につ
いて以下のような注目すべき解題を書き記している。

宋西事案二卷 明祁爾光撰

明刊本。題明海濱詢叟漫輯。據黃汝亨序知爲祁爾光。有天啓元年黃汝亨序。卷一緝史事、自明
道元年遣使立元昊爲西平王至慶曆八年元昊死止。卷二錄當時臣僚奏章論西事者二十一篇。
有張方平二・夏竦・劉平・陳執中・范仲淹四・韓琦三・龐籍・張亢二・田況・歐陽修・張
齊賢・李繼和・王韶・蘇軾、共十四人。鈐有「吳江史氏藏書」・「吳江史氏貞耀堂圖書」・
「松陵史蓉若藏」各印記。(乙丑)

『藏園群書經眼録』卷四・史部二

この中で傅增湘は所蔵していた『宋西事案』に黄汝亨^⑮の序が備わっていた事を挙げ、そこから
著者が祁承燦である事を知ったとしている。現存の『宋西事案』には黄汝亨の序は附されてい
ないが、黄汝亨の文集『寓林集』は現存している。「宋西事案序」と題されるこの序文は下記

の書き出しで始まる。

宋西事案者何。吾友祁爾光氏輯宋禦元昊始末事而爲之案也。

『寓林集』 卷一・「宋西事案序」

このように祁承燦と同時代の人物である黄汝亨が明言している事から、『宋西事案』の著者は祁承燦であったと断言しても差し支えないだろう。

次に『宋西事案』成書年の問題であるが、これは上で紹介した序文の最終部に記述されている“今天子龍飛辛酉之春”がどの時期に該当するかを検討する必要があるだろう。“天子龍飛”が皇帝即位を指すものと、“辛酉之春”がその即位年を指すものと推察される^⑭。この2点を踏まえると、明熹宗朱由校のみである事から『宋西事案』の成書年は天啓元年（1621）と見てほぼ間違いないだろう。

さて、本章では書目類を紹介し『宋西事案』の著者を祁承燦そして成書年を天啓元年（1621）と確定した。では、この祁承燦が如何なる人物であったのか、そして祁承燦に係る史料中に見られる『宋西事案』がどのようなものであったかを次章で述べる。

3. 祁承燦家書に見られる『宋西事案』について

^⑮ 呉晗の『江浙藏書家史略』は江蘇・浙江の藏書家約800人を列挙しており、この地域に於ける藏書家の大略を知るには簡便である。その中にある紹興府山陰県の祁氏に関する記述は以下の通りである。

祁承燦 字爾光、號夷度、自號曠翁、山陰人。明萬曆甲戌進士、歷官江西右參政。治曠園于梅里、有澹生堂、其藏書之庫也。有曠亭、則遊息之所也。有東書堂、其讀書之所也。夷度精于汲古、其所鈔書、世人多未見。校勘精該、紙墨潔淨。

祁彪佳 字幼文、承燦子。明天啓壬戌進士、累官右僉都御史、諡忠敏。亦喜集書。（中略）其所聚則不若其父之精。忠敏殉難、江南塵起幾二十年、曠園之盛、自此衰歇。今且陵夷殆尽、書卷無一存者、并池榭皆灌莽矣。

山陰の祁氏は祁承燦・祁彪佳（1602～1645）の代に藏書家として名高く、特にその藏書楼は澹生堂と称され、父子二代にわたって蒐集維持された。澹生堂は明末期の浙江地域に於いては会稽紐氏の世学楼や寧波范氏の天一閣と並び称され、祁承燦自身も家人に宛てた手紙の中で、

我一生功名富貴皆不能如人、而独于藏書一事、頗不忝七八代之簪纓。此番在中州所錄書、皆京内藏書家所少、不但坊間所無者也。而内中有極珍極重大之書、今俱收備、即海内之藏書者不可知。若以兩浙論、恐定無逾于我者。^⑱
「家書」・二十四

と自負する程、澹生堂は巨大な存在であった。但し、祁彪佳が明朝に殉じて以後、その蔵書は散佚した^⑲。又、祁彪佳死後も祁家は反清運動に従事した為、祁家の著作は禁書指定を受ける等、伝存しているもの決して多くない^⑳。しかしながら、前章で示した通り、祁承燦が『宋西事案』の著者であった事はほぼ疑いの余地が無い。その証左として、彼自身が『宋西事案』について言及した史料を以下に掲げる。

副啓壹通

宋西事案一書、都門或因書而求見其人、或托人以求其書、可見世間浪傳事、不必有十分好也。作速帶一百部進來。至緊至緊。
「家書」・二十二

これは天啓三年（1623）六月、宿州知州として在任中に長子祁麟佳に宛てた書簡中の一節であるが、『宋西事案』100部を都へ送るように指示している。次いで、十一月に書かれた「家書二十八」にも

一、宋西事案及雜著五・六種、皆小陳所經手、必用印刷一百二十余冊来。

「家書」・二十八

とあり、120冊余りの増刷を指示している。更に翌年の天啓四年（1624）三月に必要な物資の輸送を指示している書簡中にも『宋西事案』の名前が登場する。

衙中要用物件

西事案六十冊、宋賢及雜種各三十冊。

「家書」・三十一

こちらの『宋西事案』60冊は重要なものであったらしく、書簡で重ねて要請している。

宋西事案六十冊。宋賢雜等共六種各三十冊。（中略）已上俱系要緊等用之物、不可缺少一件。
「家書」・三十二

以上、『宋西事案』は天啓三年（1623）から翌四年（1624）にかけて100部＋180冊が印刷されている事が祁承燦の書簡からうかがい知る事が出来る。成書年が天啓元年（1621）である事を鑑みても、極めて短期間の内に『宋西事案』が世間に流通した事が指摘出来よう。加えて『宋西事案』は時に『西事案』として呼称されていた事も判明する。

又、祁承燦の死後も『宋西事案』の版本は厳重に保管されていた事が四男祁彪佳の日記に記されている。

（崇禎八年十二月）二十九日、簡向來所刻書板、如牧津・西事案之類、度之架上。

『祁忠敏公日記』卷六・「林居適筆」

この年（崇禎八年 1635）祁彪佳は澹生堂に籠もって蔵書類の整書・編目に従事しており、その作業の一環として版本の整理も行っていたのであろう。

4. 『宋西事案』と『牧津』に見られる版本上の特徴

前述した『祁忠敏公日記』に『宋西事案』と共に記載されている『牧津』とは祁承燦の著作である。この書は全四十四卷、經濟・消弭・匡定・節義・当機・惠愛・化導・勤職・集事・政才・政術・真誠（附誠感）・清徳・砥躬・風力・守正・嚴肅・敦厚・忠信・明決・得情（附理幽）・察奸・矜慎・平恕・執持・職見・崇礼・任人（兼重人）・治賦（兼役法）・救荒・詰盜・儒治の32項目に分かれている、所謂“官箴書”である。序文の末尾には

天啓甲子仲秋、前茂苑令・吉安守・再知睢陽 山陰祁承燦、書於紫芝軒。時軒方落成之三日。
『牧津』「次程序」

とある事から天啓四年（1624）に刊刻された事が判明する。又、『牧津』は崇禎六年（1633）に重刊されていることが祁彪佳の年譜からうかがえる。

（崇禎六年）三月、有代巡按蘇・松命。祁氏累世爲循吏、有伝家治譜、夷度公彙爲成書、名曰牧津。先生至吳、分録以頒其属、咸請可法、刊行之。
『祁忠敏公年譜』

この『牧津』についての版本上の特徴を以下に記す。

①版式は九行×十八字 ③単魚尾（上部） ④版心の下部に葉数を表す漢数字 ⑤句

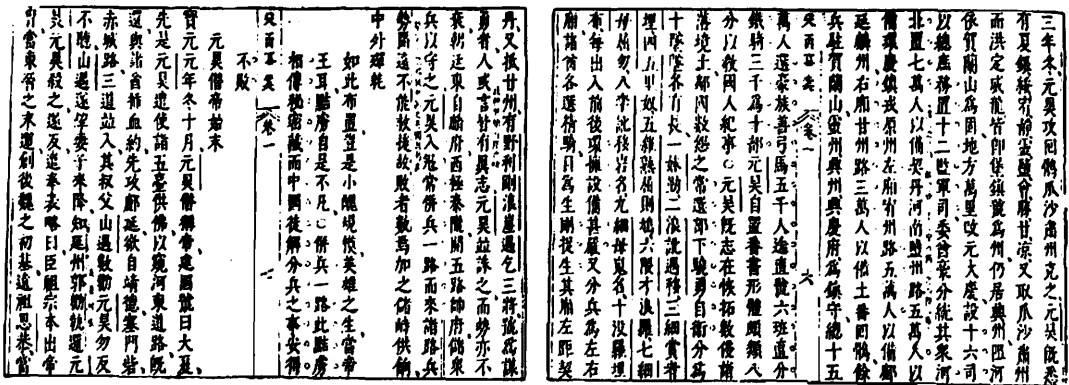


図3 (南京図書館蔵『宋西事案』刊本)

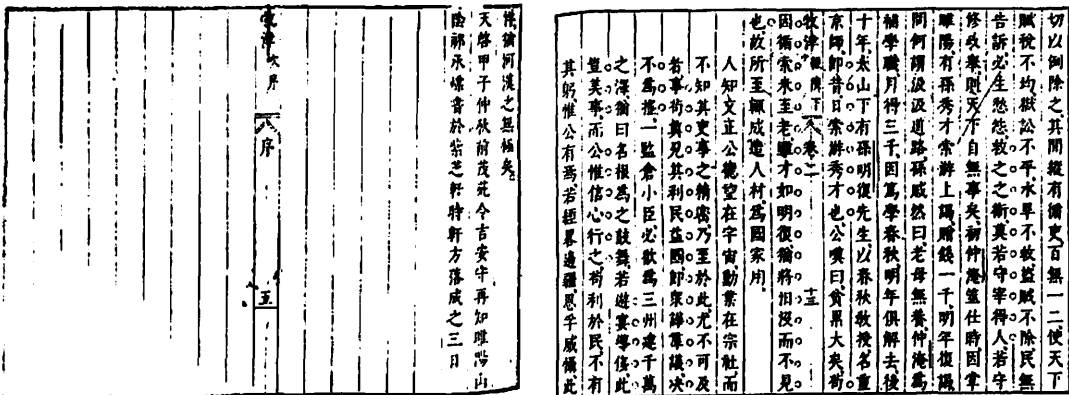


図4 (湖北省図書館蔵『牧津』明天啓四年刻本)

- 点・圈点有り ⑥人名箇所には傍線 ⑦本文中に按語有り ⑧項目の末尾毎にも按語有り

これらの特徴は『宋西事案』にも見られるものであり、ほぼ同年代に編纂された事からも両書には何らかの関係性があったと思われるが、今はその可能性を指摘するのみに留めておく。

5. 『宋西事案』編纂の意図

祁承燾が『宋西事案』を編纂する直接の契機となったのは天啓元年(1621)の遼陽(現遼寧省遼陽市)失陥であった可能性が高い。前述の黄汝亨による序文からこの事がうかがえる。

而奴酋小醜、顧能摧城陷衆、而入我遼陽之左、腹語曰不習爲吏。視已成事、前車覆、後車

誠、相提而論、成敗立觀矣。是爾光所以抱苦心而案宋事意也。

『寓林集』卷一・「宋西事案序」

『宋西事案』は、その題名からも明らかなように北宋・西夏間の史事を基に編纂されている。この事は自序「輯宋西事案引」に明記されている。

士故起明道終慶曆、十五六年間、凡乃制禦西夏者、採之正史、合以記傳、附以奏議、而總識之曰宋西事案。

『宋西事案』・「輯宋西事案引」

では『宋西事案』の編纂に着手した意図は何処にあったのだろうか。これも祁承燾の残した自序に述べられている。

自奴酋狂逞、宇內鼎沸、聞之道路、言日異而事日危。夫天下亂則無安國、一國亂則無安家。士不能忘家、政不能忘國。蠶食無謀、覺焉如焚矣。顧自念歸耕以來、不敢借上書言天下事、即言天下事、而拾人殘瀋未食、數行字而令人輒思嘔者、士不爲也

『宋西事案』・「輯宋西事案引」

ここでは衰世に向かう兆しとしての世変が強く意識されている。この時代は先行研究で指摘されているように、社会関係に於ける秩序変動が顕在化した時期でもあった。特に“奴酋”^㉔即ち辺境地域に於ける満洲族の勃興は明朝の士人層に大きな衝撃を与え、様々な“夷狄論”が噴出する事となるのは冒頭部で述べた通りである。『宋西事案』の按語に辺境防衛についての言及が数多く見られるのもその影響が大きかったのであろう。^㉕そして黄汝亨による序文の最後は以下のように結ばれている。

異日者又必有蕩平東事案出矣。

『寓林集』卷一・「宋西事案序」

ここからも『宋西事案』編纂の真の目的は北宋・西夏間の史事を以て満洲族による危機を悟らせ、それに対する方策を提議しようとする、強い経世の志に基づくものであったと解すべきであろう。

結びにかえて

以上述べてきたように、本稿では『宋西事案』の紹介を行った。『宋西事案』は北宋期に於

ける西夏対策を述べたものであり、西夏を専題とした書籍の中でも最も古い部類にあたるのは冒頭で指摘した通りである。特に事目毎に著者の按語が多く附されている点から、その並々ならぬ関心がうかがえよう。しかしながら『宋西事案』の著者は“海濱詢士”とだけ記され、これが如何なる人物であったのかと言った点が不明であった為、まず著者の確定作業を行った。その方法として主に清代の蔵書目録等を渉猟し、結果『宋西事案』は明末の著名な蔵書家であった祁承燦の手によって天啓元年（1621）に刊刻されたものと指摘した。次に祁承燦の書簡や、承燦の息子、祁彪佳の日記から『宋西事案』に関しての言及箇所を掲げて蔵書目録類から見た祁承燦＝“海濱詢士”説の補強とした。加えて天啓四年（1624）に祁承燦の手によって刊刻された『牧津』を採り上げ、『宋西事案』との版本上の一致点を見出し、版本学上からも『宋西事案』祁承燦著者説の可能性を指摘した。最後に祁承燦の編纂意図は何処にあったのかを「緝宋西事案引」・「宋西事案序」と言った序文から見出し、満洲族による危機を広く世間に知らしめ、それに対する方策を提議しようとするものであったと結論付けた。

『宋西事案』編纂にあたっての題材として取り上げられたのが西夏であったが、何故祁承燦がこの時代を選んだのかは明記されていない。しかしながら清朝期に編纂された『西夏書』『西夏書事』『西夏紀事本末』といった史料は“遼西夷”即ちヨーロッパ人の脅威を受けて刊刻された事は既に指摘されている^⑤。この点を勘案すると、中国では外部からの脅威に晒された際、北宋の対西夏方策に求める傾向が高かった事が考えられる。今後の課題としては今回紹介した『宋西事案』をはじめとする西夏関連漢籍を精査し、この傾向の有無を明確にする事である。この作業は西夏という国家を徹底的に外から検討するものであり、今日行われている西夏語文献を直接研究する方法と対を成すものである。この対を成す2種の研究方法によって、西夏と言う国家をより明らかに出来る可能性を指摘し、ひとまず結びとする。

附録1

宋西事案目・卷上

- | | |
|------------|---------------|
| 1 元昊西平之封 | 24 王堯臣安撫陝西 |
| 2 華人張元昊之投叛 | 25 韓范攻守之議 |
| 3 唃廝囉河湟之戰 | 26 任福好水川之戰 |
| 4 元昊分衛統兵規制 | 27 韓魏公定出師臨敵之法 |
| 5 元昊僭帝始末 | 28 招集吐蕃熟戶 |
| 6 議削元昊官爵 | 29 周美城金明之議 |
| 7 劉平石元孫之敗 | 30 范仲淹議罷行營之號 |
| 8 韓琦表章郭遵 | 31 范仲淹答書之議 |

- 9 仁宗不減兵吏祿賜
- 10 韓琦薦仲淹知永興軍
- 11 劉渙請使唃氏
- 12 吳育通西域之議
- 13 狄青保安之捷
- 14 詔添河北各路弓箭手
- 15 王吉倉卒遇虜之捷
- 16 范雍李士彬之處降夷
- 17 張方平平戎十策
- 18 范仲淹防禦延州事宜
- 19 任福白豹城之捷
- 20 种世衡城清澗并知環州始末
- 21 仲淹奏城永平諸寨
- 22 史吉力守永平城寨
- 23 紙甲之製

- 32 張亢築建寧等堡
- 33 軍興用度之議
- 34 夏竦陳執中之罷
- 35 分秦鳳涇原等四路經略
- 36 范仲淹請寬高延德之竄
- 37 韓琦奏增土兵
- 38 又處置屬羌事宜
- 39 義勇保捷之制
- 40 葛懷敏之潰
- 41 吳育議論元昊以謝契丹^㉔
- 42 劉滬議城水洛結公二城
- 43 夏人歸石元孫
- 44 元昊之敗契丹
- 45 元昊之亡

宋西事案目・卷下

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| 1 張方平上平戎十策疏 | 13 張亢論邊機軍政所疑十事疏 |
| 2 張方平請罷陝西招討經略疏 | 14 韓琦論備禦七事疏 |
| 3 夏竦陳西事十策疏 | 15 范仲淹議河西攻守疏 |
| 4 劉平請選用魯豪守邊疏 | 16 田況上西賊十四事疏 |
| 5 陳執中論西夏事宜疏 | 17 歐陽修論永洛城事宜疏 |
| 6 范仲淹乞嚴邊城實關內疏 | 18 張齊賢論陝西事宜疏 |
| 7 韓琦陳用兵練卒疏 | 19 李繼和論守靈州事宜疏 |
| 8 韓琦請鄜慶渭三路添兵疏 | 20 王韶上制服河湟疏 |
| 9 范仲淹論夏賊未宜進討疏 ^㉕ | 21 蘇軾增修弓箭社條約疏 |
| 10 范仲淹上攻守三策疏 | |
| 11 龐籍詳定仲淹攻守之策疏 | |
| 12 張亢知鄜州論西事疏 | |

附錄 2

詢士居海濱、於天下事懵如也、而獨有戀巢顧卵之念。自奴酋狂逞、宇內鼎沸、聞之道路、言日異而事日危。夫天下亂則無安國、一國亂則無安家。士不能忘家、政不能忘國。蠶食無謀、覺焉

如焚矣。顧自念歸耕以來、不敢借上書言天下事、即言天下事、而拾人殘瀋未食、數行字而令人輒思嘔者、士不爲也。又不然而談天說劍、高步闊目、纚纚之言、按如繫風、而害乃滋甚、士不欲也。士生平獨喜觀史、觀史至宋寶元年間、曹寶臣之言驗、而狡焉狂童、封豕長蛇、薦食上國、天子不得怡、宰相不暇食、百官不敢休沐於私第、中書置議事之廳、四路樹經略之闔。方是時也、以呂許公輩之調鼎、以富鄭公輩之秉樞、以韓魏公・范文正之壯猷巖塞、以龐籍・王堯臣之體量安撫、种仲平之材當八面、狄襄武之勇冠一時、此皆宇宙間氣之所鍾、才略兼人、真極一時之選。然而智勇俱竭、中外殫耗、僅得固吾圉以禦戎馬之蹂躪、止矣。豈馭夷之難、古今一體乎。說者輒輕言宋人之弱。夫宋人之弱、未易造也。自西夏用兵以來、狄青有保安之捷、許懷德有永平之捷、任福有白豹城之捷、周美有金明之捷、王珪有三川之捷、張亢有麟州之捷。即定川之敗、以寡敵衆。好水川之敗、輕進墮機。然猶皆賈余勇以自奮、雖死猶有生氣也。惟豐州之潰、望敵而奔、令人飲恨當時。如張方平者、已謂其師惟不出、出則喪敗、寇惟不來、來則傷殘矣。倘若兩兵未接而萬衆立潰、一矢不加而堅城倏摧、今方平見之、又當何如哉。士故起明道終慶曆、十五年間、凡乃制禦西夏者、採之正史、合以記傳、附以奏議、而總識之曰宋西事案。試觀前事、亦成敗得失之林已。今天子龍飛辛酉之春、海濱詢士漫識。

祁承燦 『宋西事案』・「緝宋西事案引」

附錄 3

『宋西事案』者何。吾友祁爾光氏輯宋禦元昊始末事而爲之案也。所以案者何。今人輒輕宋人弱、又謂今且有宋弱不振之憂、不知以今東事之壞、較宋明道・慶曆間能控西夏而制其命、則宋甚盛也。今即爾光所案事四十五則而展覽諸奏疏、相提而論。夫奴酋之黠、不黠于元昊。聖主寵任諸大臣篤于宋仁、乃宋之君臣、廟筭先定、所任韓魏公琦・范文正公仲淹・龐公籍經畧諸路、簡將帥、實訓練、能戰能守、并力制勝、而今經・撫相左、戰守不畫一、不相爲用。韓公主戰、偶以任福違節制敗、暨范公主西事、得力者在招撫熟羌、速築城堡、以斷夏人右臂、而今不能構西虜爲吾翼。宋利在夏與遼互攻以敵、而今不能策諸虜與酋爲難。宋所任將、如种世衡之智畧出奇如神、狄青・王吉輩武勇絕倫、目無勍敵、而今或以白徒廢弁領不素習之衆、不能得一士之力。宋即失張元・吳昊西走、夏尚爲范公所羈縻、不敢窺延・鄜、而今悉驅奸人爲酋用。龐之威令、能馭戍卒十萬人散處、無敢犯法、而今聽其獸逸莫制、至聞敵先奔、不接刃而潰。又宋之用兵、皆取辦度支、就近租稅、不聞加派民間、而今請帑外增餉、溢額愁耗、海內半以飽貪婪之腹而不能究。蓋朝廷輕予權而寬行法、將卒輕視法而重畏敵、故以元昊之黠、不能馳戎馬窺宋西藩、而奴酋小醜、顧能摧城陷衆、而入我遼陽之左、腹語曰不習爲吏。視已成事、前車覆、後車誡、相提而論、成敗立覩矣。是爾光所以抱苦心而案宋事意也。頃幸上俞輔臣、請挺身出關、以裴晉公討賊、自任謀臣武將、輻輳用命、計必有壯猷石畫更前事之誤、而爾光以職方入政、當其時借箸而

籌、不必遠引韜鈴陰秘之書、卽以是案參驗而神明之、彼种仲平・狄襄武輩、惟所縱指、奴滅不旋踵、而韓范之勲名可翹足待。異日者又必有蕩平東事案出矣。

黄汝亨 『寓林集』 卷一・「宋西事案序」

註

- ① 【井上2002】【大木2004】【磯部2004】
- ② 【岡本1996】
- ③ 『宋西事案』に関する先行研究としては【喬1968】【李1983】【胡2005】を参照。
- ④ 【楊2004】に於いて『宋西事案』の考証が行われている。
- ⑤ 清代に於ける西夏観とその特徴については【胡2005】pp. 260-354を参照。
- ⑥ 附録1 参照。
- ⑦ 『宋西事案』抄本は木記等の一部を除いてマイクロフィルム化されている。台湾国家図書館の他、アメリカのハワイ大学マノワ校図書館とミシガン大学図書館でマイクロフィルム化された『宋西事案』抄本が所蔵されている。
- ⑧ 【李1983】
- ⑨ 『宋西事案』刊本は『中国野史集成續編』第3冊、『続修四庫全書』史部・第423冊、『四庫禁燬書叢刊』史部・第48冊に所収されている。
- ⑩ 黄虞稷（1629～1691）字は兪部。福建晉江（現福建省晉江市）の人。『明史』『大清一統志』等の編纂に携わった。父黄居中（1562～1644）と共に蔵書家として知られる。
- ⑪ 徐乾学（1632～1694）字は原一。蘇州崑山（現江蘇省崑山市）の人。顧炎武（1613～1682）の甥。清初の政治家であり、『明史』『大清一統志』『大清会典』等の編纂に携わった。蔵書家としても著名。
- ⑫ 鮑士恭（1750?～?）安徽歙県（現安徽省黄山市）の人。蔵書家鮑廷博（1728～1814）の子。『四庫全書』編纂時に蔵書626種を献上し乾隆帝より『古今圖書集成』を下賜された。
- ⑬ 姚覲元（1823～1902?）字は彦侍。浙江帰安（現浙江省湖州市）の人。大学者姚文田（1758～1827）の孫。『漢印偶存』『姚氏印存』『大壘山房詩集』『咫進齋叢書』等の著作がある。
- ⑭ 傅增湘（1872～1949）字は沅叔。四川瀘州（現四川省瀘州市）の人。清徳宗光緒二十四年（1898）戊戌科進士。貴州学政、直隸道員を歴任。辛亥革命後は教育総長、故宮博物院管理委員会委員兼図書館館長に任命されるなど中華民国政府の要人でもあった。
- ⑮ 黄汝亨（1558～1626）字は貞父。仁和（現浙江省杭州市）の人。著作に『寓林集』『廉吏傳』等が有る。
- ⑯ 『周易』巻第一・乾では“九五、飛龍天在、利見大人。疏；猶聖人有龍徳、飛騰而居天位。”とある。
- ⑰ 呉晗（1909～1969）字は伯辰。浙江義烏（現浙江省義烏市）の人。清華大学で歴史学の教鞭を執る傍ら、北京市副市長を勤めるなど中華人民共和国の要人でもあった。1961年に発表した戯曲「海瑞罷官」は文化大革命を引き起こす端緒となった。
- ⑱ 1984年出版の『中華文史論叢』第4輯（総32輯）にて祁承燦の書簡32通が紹介された。跋文を書いた黄裳氏の考証によれば天啓元年から四年（1621～1624）にかけての期間に書かれたものとされる。以下、本文では「家書」と表記。
- ⑲ 黄宗羲（1610～1695）の文集『南雷文案』巻二・「天一閣蔵書記」で、その散逸経緯について詳細に述べられている。

- ②② 祁承燦の全集『澹生堂集』は軍機處により全燬書目の指定を受けている。
- ②③ 『祁忠敏公日記』・卷六・「歸南快録」には
 (崇禎八年七月) 初五日、予向有書籍藏之先子樓上、取以編入四部、于是史与集之類頗多。
 (崇禎八年七月) 初八日、整書插架完、乃掃除紫芝軒以爲書室。
 (崇禎八年九月) 初八日、於樓上簡述日裝書籍、以前所分之四部条爲諸目、大約仿先人所藏、而予書未及其半、故歸併条目、以就簡約。
 とあり、その作業工程が記載されている。
- ②④ 【森1978】
- ②⑤ 【岡本1996】 pp. 152-209
- ②⑥ とりわけ『宋西事案』下巻で辺境防衛について多くの按語が附されている。
- ②⑦ 【胡2005】 pp. 288-311
- ②⑧ 原文は「劉滬議城永洛吉公二城」であるが、『續資治通鑑長編』卷一百四十四・仁宗・慶曆三年・冬十月・甲子條に「滬遂召鐸斯那及其酋屬來獻結公・水洛・羅甘地、願爲屬戸。」とあることから本稿では“永”を“水”に、“吉”を“結”に改めた。
- ②⑨ 原文は「范仲淹上攻守三策疏」であるが、実際は「議攻」と「議守」の二策について論じられている。又、『范文正公文集』卷七・議には「上攻守二策状」と、『宋朝諸臣奏議』卷百三十三・辺坊門・遼夏五には「上仁宗攻守二策」とあることから、本稿では“三”を改めて“二”とした。

参考文献一覧

漢文史料

- (明) 祁承燦 『宋西事案』(台湾国家図書館蔵 抄本)
- (明) 祁承燦 『宋西事案』(南京図書館蔵 天啓刊本)
- (明) 祁承燦 『牧津』(『四庫全書存目叢書』史部・第261冊) 莊嚴文化事業有限公司 1996年
- (明) 祁彪佳 『祁忠敏公日記』(『祁彪佳文稿』第2巻) 書目文獻出版社 2008年
- (明) 王思任 『祁忠敏公年譜』(『明代名人年譜』第12巻) 国家図書館出版社 2006年
- (明) 黃汝亨 『寓林集』(『統修四庫全書』第1368冊) 上海古籍出版社 1995年
- (清) 黃虞稷 『千頃堂書目』上海古籍出版社 1990年
- (清) 徐乾學 『傳是樓書目』(『統修四庫全書』第920冊) 上海古籍出版社 1995年
- (清) 姚覲元 『清代禁燬書目(補遺)』 商務印書館 1958年
- (清) 吳慰祖 『四庫採進書目』 商務印書館 1960年
- (清) 沈復燾 『鳴名山房書目』(『中国歴代書目題跋叢書』) 上海古籍出版社 2005年
- (清) 傅增湘 『藏園群書經眼録』 中華書局 1983年
- 吳晗 『江浙藏書家史略』 中華書局 1981年

日本語文献

- 森正夫 『明末の社会関係における秩序変動について』『名古屋大学文学部三十周年記念論集』1979年
- 岡本さえ 『清代禁書の研究』東京大学出版会 1996年
- 井上進 『中国出版文化史』名古屋大学出版社 2002年
- 磯部彰 『東アジア出版文化研究』 2004年
- 大木康 『明末江南の出版文化』研文出版 2004年

中国語文献

- 喬衍琯 「宋西事案」『國立中央圖書館館刊』1968年新1卷第3期
- 李範文 「宋西事案-国内発見的一部西夏史書」『寧夏大學學報』1983年第2期
- 黃裳 「祁承燦家書」『中華文史論叢』1984年第4輯（總32輯）
- 聶鴻音 「補西夏芸文志」『古籍整理研究學刊』1990年第6期・第4
- 嚴倚帆 「祁承燦及澹生堂藏書研究」漢美圖書館有限公司 1991年
- 楊志高 校証『宋西事案』（西夏研究叢書・第四輯） 寧夏人民出版社 2004年
- 胡玉冰 『伝統典籍中漢文西夏文献研究』 中国社会科学出版社 2005年